



## PCT 協働調査試行プログラムについて

2018年6月25日  
特許業務法人深見特許事務所

本年6月14日、米国で日米欧中韓の特許庁（五庁）長官会合が開催され、2年間のPCT協働調査試行プログラムが、本年7月1日から開始されることとなりました。本試行プログラムの概要につきましては、以下のURLを、

[http://www.jpo.go.jp/seido/s\\_tokkyo/pct\\_kyoudouchousa\\_shikou.htm](http://www.jpo.go.jp/seido/s_tokkyo/pct_kyoudouchousa_shikou.htm)

また、プログラムの詳細につきましては、以下のURLをご参照ください。

[http://www.jpo.go.jp/seido/s\\_tokkyo/pdf/pct\\_kyoudouchousa\\_shikou/notice\\_base\\_jp.pdf](http://www.jpo.go.jp/seido/s_tokkyo/pdf/pct_kyoudouchousa_shikou/notice_base_jp.pdf)

協働調査は、五庁での調査結果が集約された国際調査報告書及び見解書を得ることができるもので、本試行プログラムは、以下の点がポイントとなっています。

- (1) プログラムに参加するには、出願人が、国際出願と同時に参加申請を行う必要があります。当面（注1）は、英語による国際出願に限られる。
- (2) 件数制限があり、2年間で国際調査機関である各特許庁（主担当ISA）が申請を受理するのは、それぞれ先着順で100件（1年目に50件、2年目に50件）まで。また、各出願人は、同一の主担当ISAに対して10件までの参加となる。
- (3) 2年間の試行期間中は、現行の国際調査手数料のみで追加費用は不要（注2）。
- (4) 申請が受理されると、主担当ISAが、まず仮の国際調査報告書及び見解書（仮の成果物）を作成し、他の四庁（副担当ISA）は、当該仮の成果物を参酌しつつ、それぞれ必要と認められる範囲の追加調査を行う。その後、主担当ISAは、副担当ISAの各追加調査結果を検討し、最終的な国際調査報告書及び見解書を作成する。
- (5) 各副担当ISAの調査結果も含め調査結果は、WIPOが提供しているパテントスコープに掲載される。

このように、協働調査では、国際段階において、より高品質の国際調査報告書を得ることが期待できるため、グローバルに早期に強く安定した権利を獲得したい場合において、その活用を検討される価値があるものと思われます。

特に、この2年間の試行期間中は、件数制限もあり、また、追加の費用負担もないことから、多くの出願人において、本プログラムへ早々の参加が模索されるものと思われます。従いまして、貴社におかれまして、本プログラムにご関心があられる場合には、参加のご検討を早期に開始されることをお勧めいたします。

（注1）JP0に問い合わせたところ、最初の1年間は、英語出願のみ。2年目から日本語出願の参加も認めるものの、出願から1月以内に英語翻訳文の提出が求められるとのこと。

（注2）本格実施時には、五庁それぞれのISAとしての国際調査手数料の合計額に協働に係る費用を賄う管理手数料を加えた額（100万円相当になり得る見込み）に手数料が設定され得るとされているため、費用対効果の問題はあります。

本件についてご不明な点がございましたら、弁理士荒川伸夫までお問合せください。